

第21章 積雪期の地震災害予防計画

1. 計画の概要

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2. 克雪対策

(1) 道路の雪対策

① 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、町道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 町、国及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

② 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 町、国及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に留意する。

(イ) 町、国及び県は、地吹雪等による交通遮断を防止するため、防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 住宅除雪体制の整備

① 克雪住宅の普及等

町は、県と連携し、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

② 要配慮者世帯に対する助成等

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性の確保に努める。

3. 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

町、国及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 避難所の整備

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(4) 積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の整備に努める。

4. 総合的雪対策

町及び関係機関は、県が「山形県雪対策基本計画」に基づき実施する雪害対策に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。